

# 「小中一貫教育」って？

## 鶴岡型小中一貫教育を進めるにあたってのQ&A集【第2版】

(R5.1.26鶴岡市教育委員会)

Q1 小中一貫教育って、何ですか？

A1 平成28年に国が定めた学校教育に関わる制度です。

平成12年の初め頃に、広島県呉市をはじめ、東京都品川区、東京都三鷹市でモデル的に進められた取組みで、平成20年に教育課程特例校制度として全国に広まりました。10数年にわたり自治体や学校現場での取組みが積み重ねられ、成果が明らかになり、正式な学校制度として法制化すべきと要望があったことから、平成27年に学校教育法等に係る法律が改正され、平成28年に小中一貫教育が制度化されました。

Q2 小中一貫教育って、どのような教育ですか？

A2 小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して系統的な教育を目指します。

9年間の一貫教育の取組みの例として、「系統性を重視した学習カリキュラムの開発」「学習面や生活面のルールの統一」「中学校教員による小学校での乗り入れ授業」「学校行事等の合同実施や相互参加」「地域行事への合同参加」などがあります。

Q3 なぜ、いま小中一貫教育が必要なのですか？

A3 学校教育の課題解決と子どもの発達段階に応じたきめ細かい指導のためです。

平成18年の教育基本法と平成19年の学校教育法の2つの法律が改正され、義務教育の目的と目標の規定が新しく設けられました。また、近年は教育の量的・質的充実、児童生徒の発達の早期化、小学校と中学校との違いによる「小中ギャップ」への対応が求められています。平成26年12月に国の中央教育審議会が公表した「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」では、小中一貫教育に取り組むことで、「授業の理解度の向上」や「学習に悩みを抱える児童生徒の減少」、「小中ギャップの緩和」や「自己肯定感の向上」という効果があげられています。また、教職員にも、「指導方法への改善意欲の向上」、「教科指導力・生徒指導力の向上」「小中学校間における授業観や評価観の差の縮小」など成果が示されました。本市では、このような成果がある小中一貫教育は、学校教育の課題の解決、また、子どもの発達段階に応じたきめ細かい指導について有効であり、必要な取組みと判断しました。

Q4 鶴岡市では小中一貫教育で何を目指しているのですか？

A4 鶴岡型小中一貫教育として、「目標」「教育課程」「活動」「家庭・地域」の4つのつながりを大切に、小・中学校の9年間を一貫した教育方針で子どもたちを育てます。

本市では、これまで小学校と中学校の連携を大切に、互いの情報交換や交流、授業研修などを通して小学校から中学校への円滑な接続を目指す「小中連携教育」に取り組んできました。しかし、めざす子ども像や教育課程は、小学校、中学校がそれぞれ作成し、実践していたため、系統的な教育が難しい状況でした。そのため、これから取り組む「鶴岡型小中一貫教育」では、小学校から中学校への円滑な接続にとどまらず、9年間を通した教育課程の中で子どもたちを系統的に指導することで、確かな学力や社会性の育成と魅力ある学校づくりにつながっていくと考えています。

Q5 鶴岡型小中一貫教育は、今の学校のままでできるのですか？

A5 鶴岡型小中一貫教育を行うには、以下の3つの形態があります。

① 現在の中学校ブロックでの一貫教育…小中一貫校ではありません

それぞれの学校に校長がいる組織上独立した小学校・中学校が一貫した教育を行う

② 併設型小学校・中学校…小中一貫校

それぞれの学校に校長がいる組織上独立した小学校・中学校が、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を行う学校

③ 義務教育学校…小中一貫校(1つの学校)

1人の校長のもと、1つの教職員組織が一貫した教育課程を編成し実施する9年制の学校

本市で進める鶴岡型小中一貫教育は、中学校区ごとに①を基本に小中一貫教育を実施していますが、小中一貫教育をより効果的に進めることができる②③についても、必要に応じ検討を進めます。特に、藤島中学校では老朽化が著しく改築が迫っていることから、藤島地域における鶴岡型小中一貫教育と、学校施設の規模や機能のあり方について令和4年度から具体的に協議を進め、令和5年度中を目途に方向性をまとめる予定です。

Q6 小中一貫校は全国的にどのくらいあるのですか？

A6 令和2年の学校基本調査によると、全国に1,175の小中一貫校があります。

山形県内では、新庄市(平成27年、令和3年)、戸沢村(令和3年)に義務教育学校が設置されています。飯豊町は令和8年、朝日町は令和10年をめどに義務教育学校を設置する方針が示されました。また、酒田市、金山町ほか複数の自治体で小中一貫教育が検討・推進されています。全国的にも小中一貫教育に取り組む自治体は増加しています。

Q7 小中一貫教育は、学校規模の適正化（統廃合）のために導入するものですか？

A7 鶴岡市の義務教育の質を向上する教育のシステムとして導入します。

小中一貫教育は、学校教育の課題を解決し、義務教育の充実を図り、子どもたちの確かな成長を実現することを目的に全国で導入が進んでいます。一方、学校規模の適正化（統廃合）は、少子化による学校の小規模化が進む中、適正な規模を確保することで、学校機能が十分発揮できる教育環境を整備していくことを目的としています。そのため、小中一貫教育の目的と学校規模の適正化（統廃合）の目的は根本的に違うものです。ただし、地域によっては、小規模化の進展が予測されるなか、児童生徒の集団規模の確保や異学年交流等を意図し、小中一貫教育を導入することも一つの方策として考えられます。

Q8 鶴岡市はどのようにして小中一貫教育を進めていくのですか？

A8 一律に小中一貫校を設置するのではなく、既存の中学校区で、地域の実情や学校、保護者、地域の方々の声を丁寧に聞きながら、小中一貫教育を進めます。

令和5年度に「鶴岡型小中一貫教育基本計画策定委員会（仮）」を設置し、同年度中に「鶴岡型小中一貫教育基本計画」を策定します。その後、令和6年度に中学校区ごとに、目指す子ども像等の具体的な計画を検討し、令和7年度から既存の11中学校区ごとに鶴岡型小中一貫教育をスタートします。この一貫教育を進めていく中で、成果と課題を検証し、必要に応じて、地域の皆様の声を丁寧にお聞きし、地域の実情に応じた学校の形態についても検討することとしています。

Q9 小中一貫教育の具体的なメリットや課題は何ですか？

A9 平成27年2月に文部科学省が公表した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」によると、以下のメリットと課題が示されています。

【メリット】

中学校への進学に不安を感じる児童の減少、  
不登校の減少、  
学力や運動能力、コミュニケーション力の向上  
学習習慣や生活リズムの改善  
規範意識や自己肯定感の向上  
特別な支援を要する児童生徒へのきめ細やかな指導充実 など

【課題】

教職員の負担感・多忙感の増加  
打ち合わせの時間の確保  
研修時間の確保 など

また、学校の形態ごとにメリット、デメリットも考えられます。詳細は令和4年度第1回藤島地域教育振興会議の資料No.3-5~3-7をご覧ください。

Q10 中学校入学は心機一転の機会ですが、いかがお考えですか？

A10 小中一貫教育によって心機一転ができる機会がなくなるものではありません。

鶴岡型小中一貫教育では小学校6年生から中学校1年生にかけての節目を否定するものではありません。学校行事を工夫するなど、子どもたちが心機一転の機会として捉えられるような機会を設けることも十分に配慮します。

Q11 小中一貫校では教職員が減り、雇用がなくなると聞きましたが本当ですか？

A11 教職員数は学級数に応じて決まります。

山形県の場合、義務教育学校になると校長は1人になりますが、教頭は3人配置されます。例えば、小学校1校と中学校1校が義務教育学校に移行する場合、教職員の配置は、現在の小学校と中学校と同様に、それぞれの学級数に応じて教職員数が決まるので、小中一貫校になることで減ることはありません。

Q12 鶴岡市内の小・中学校は、将来的に全て小中一貫校になるのですか？

A12 将来的に増えることは考えられます。

小中一貫教育の理想的なタイプは小中一貫校です。しかし、鶴岡市内には小学校26校、中学校11校、計37校あり、これらを全て小中一貫校にすることは、現実的に困難だと思われます。藤島地域では藤島中改築に伴う小中一貫校の設置は選択肢の1つとして考えられます。今後、学校の改築等のタイミングがあれば、その時点で小中一貫校を設置することも検討できます。

Q13 小中一貫校になると、入学式や卒業式、運動会など学校行事はどうなるのですか？

A13 学校の形態によって違いますが、各校が行ってきた行事を尊重し取り組みます。

小中一貫校のうち、併設型小学校・中学校では、それぞれに入学式、卒業式を行います。運動会などの学校行事は、各中学校区の実情等により、合同で行うか別々で行うかは、今後検討することになります。義務教育学校では、入学式と卒業式は一度になります。また、各校独自に行われてきた学校行事については、それぞれのねらいを踏まえながら、望ましい人間関係の形成や連帯感を深めていけるような取り組みになるよう検討していきます。なお、義務教育学校では、1年生から9年生までの全ての学年が参加したり、地域の方々と協働したりするような行事が行われることもあります。

Q14 併設型小学校・中学校の場合、小学校は統合することが前提ですか？

A14 小学校の統合は前提ではありません。

併設型小学校(小中一貫校)には「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の3つのタイプがあります。「施設一体型」の場合、3つの小学校が統合すれば小中一貫教育の効果は高まることが想定されますが、統合せずとも併設型小学校・中学校を設置することは可能です。

Q15 小中一貫校に通う児童が13歳で中高一貫校に進学することはできますか？

A15 進学できます。

小中一貫校(小中一貫教育)では、小学校の学習内容は6年間で履修することになるので、履修後、中高一貫校を受験し進学することは可能です。

Q16 小中一貫校における学年段階の区切りはどのようになるのですか？

A16 児童生徒の発達段階や学校施設の状況をふまえ柔軟に設定することが可能です。

小中一貫校の学年段階の区切りは全国的にみると「3年-4年-2年」制、「4年-3年-2年」制、「5年-4年」制、「6年-3年」制の4パターンがあります。先行事例の新庄市立萩野学園、新庄市立明倫学園はともに「4年-3年-2年」制です。また、戸沢村立戸沢学園は「6年-3年」制です。本市でも小中一貫校を設置する場合は、実態に応じて検討し決めていきます。

## 鶴岡型小中一貫教育を進めるにあたってのQ&A集【第2版】

### ～藤島地域振興会議委員からの質問～

Q17 藤島中学校だけを改築し、藤島小学校、東栄小学校、渡前小学校の既存施設を利用し小中一貫教育を進めた場合、各小学校の改築時期はいつになりますか？

A17 学校の築年数や老朽化の状況や、3校の児童数の推移など学校を取り巻く状況によって改築時期等を判断しますが、数十年かかることも想定できます。

学校の改築は、基本的に市内全小中学校の築年数や老朽化の状況等に応じ行うことを方針としており、このことは小中一貫教育の形態に関わらず変わるものではありません。藤島中学校は、本市の全学校の中で2番目に古く、老朽化も相当進んでいます。そのため、小中一貫校ではない中学校として改築するか、小中一貫校として相応しい規模・機能を備えた校舎を新築するか藤島地域教育振興会議で議論していきます。なお、藤島小学校は7番目、東栄小学校は12番目、渡前小学校は17番目に古い学校です。本市では学校施設を数年に1校ずつ建て替えており、1つの学校の整備には最低でも3～5年程度の期間を要することから、3校の改築には数十年の期間を要するものと見込まれます。

(参考) 直近の学校施設の整備年数

学校名	基本計画策定 <sup>(注)</sup>	設計期間	着工	供用開始	完全竣工
朝暘一小	H19.7	H19.11～H20.6	H20.10	H22.1	H22.9
朝暘四小	H23.11	H24.2～H24.8	H25.1	H26.4	H26.6
朝日中	H24.6	H24.9～H25.5	H25.7	H27.4	H27.11
鶴岡三中	H26.11	H27.8～H28.3	H28.7	H30.8	R1.9
朝暘五小	R2.11	R3.6～R4.3	R4.10	R6.8	R7.11

(注) 基本計画策定には地域事情等に応じ、数か月から数年かかる場合があります。

Q18 藤島地域の各小学校区から藤島中学校までのスクールバスの通学時間は？

A18 現在の運行計画では、藤島小学校区は最大で約30分、東栄小学校区は最大で約50分、渡前小学校区は最大で約30分です。

夏季や冬季の交通状況、また、スクールバスを利用する児童生徒の乗降場所などは、毎年変わりますが、おおむね約30～50分かかっています。

Q19 義務教育学校で、現在の小学校を第2校舎等として使用する場合、前期課程（小学校課程）教職員数はどうなりますか？

A19 山形県教育委員会との調整等が必要です

A11のとおり、学級数に応じて教職員数が決まりますが、最終的には任命権者である山形県教育委員会が決定します。某県の教育委員会では「義務教育学校で前期課程を2つ以上の校舎で実施する場合、在籍児童数は合算され、その児童数に基づいて学級数が計算されるため、学級数の減少に基づく教職員定数の減少が生じる可能性がある」と見解を示していますが、各県教育委員会ごとに見解があり、藤島地域においては具体的な義務教育学校の児童数、学級数が明らかになった時点で、山形県教育委員会と調整が行われることとなります。

Q20 閉校した旧校舎やグラウンドなど学校跡地の管理はどのようになりますか？

A20 学校跡地を利用しない場合、教育委員会が管理しています。自治組織がコミュニティ施設等で利用を希望する場合、自治組織が指定管理者となり管理することになります。

利用されていない学校跡地は、教育委員会所管の施設として管理をしています。学校跡地を自治組織がコミュニティ施設で利用する場合、市との事前協議を踏まえ、学校跡地の所管を教育委員会から市長部局に替え、市議会での議決を経て自治組織が指定管理者として管理することになります。市との事前協議にあたり指定管理の施設としない体育館やグラウンドについて、地区行事等で利用したい場合などは、市と自治組織が無償貸付けの契約を交わし、自治組織が管理することとなりますが、現在、自治組織からの要請に応じ、年2回程度の草刈り、または除草剤の散布を行うほか、自由度の高い交付金などにより自治組織の管理を支援しています。

Q21 仮に、施設一体型の義務教育学校として改築となった場合、最短で改築工事から何年で校舎使用が可能になりますか？ また、その具体的な見通しは？

A21 過去の整備例では、地質や耐力度調査・測量などの現地調査で1年、設計で1~2年、校舎・屋体新築工事等で3~5年かかっています。仮に、令和6年度に、学校改築の方向性について合意が図られた場合、令和6~7年度に現地調査（耐力度調査、敷地測量、地質調査等）、令和7~8年度に設計、令和8~12年に改築工事となり、令和11年度に新校舎使用が可能となる見込みです。

A17のとおり学校整備には3~5年程度の時間が必要ですが、それに先立ち、現地調査や設計等に期間を要します。なお、学校改築の方向性について合意を得るためには、整備計画の熟度や地域合意等が必要となります。また、藤島地域の他の小・中学校の改築時期も勘案し、総合的に判断されることとなります。

Q22 仮に、①併設型一貫校として藤島小学校と藤島中学校が同時改築となった場合と、②中学校単独で改築となった場合（その際は、藤島小学校改築時期を含めて）では、大きな時間的差異が生まれるようであれば、それぞれの見通しはどうなりますか？

A22 学校施設の規模によりますが、①②とも約3～5年程度の期間が必要となります。

A17のとおり学校整備には3～5年程度の時間が必要となります。なお、②の藤島小学校改築時期について、他学校施設の改築時期等も照合しながら、総合的な判断となりますが、数十年後となることを見込まれます。

Q23 仮に、①藤島地域内の3つの小学校と中学校が義務教育学校になった場合と、②藤島小学校、藤島中学校が先行して義務教育学校になった場合では、学級数に差は生じますか？

A23 学級数についてほとんど差は生じません。

学級数について、平成30年生まれの子どもの数を見ると、①の場合は2学級、②の場合は1学級となります。令和元年生まれの子どもの数では①②とも2学級、令和2年生まれの子どもの数では①②とも1学級、令和3年生まれの子どもの数では①②とも2学級となります。

Q24 Q23 のとおり、仮に、①藤島地域内の3つの小学校と中学校が義務教育学校になった場合と、②藤島小学校、藤島中学校が先行して義務教育学校になった場合では、1教室あたりの面積や建設費にかかる国庫補助額等で差は生じますか？ また、開設時期等はどうなりますか？

A24 1教室あたりの面積や国庫補助額は義務教育学校開学時の学級数に応じた面積で決まります。開設時期については、改築工事の状況等によって決まります。

教室面積や工事費にかかる国庫補助は学級数に応じた面積に応じて決まるため、①の場合、4校の児童生徒数、②の場合は2校の児童生徒数を基礎数値として学級数が計画されることとなります。仮に②で、後から東栄小学校、渡前小学校が統合となる場合、あらかじめ当該2校分の学級等を見越して学級数を計画し整備する必要があります。このような整備に国庫補助を適用する場合、改築工事着工から3年後に統合するなど具体的な予定が必要となります。また、開設時期は、工事の進捗状況等を考慮しながら具体的な開設時期が決まることとなります。



Q25 義務教育学校が設置された場合、藤島地域以外から通学希望があったり、逆に中高一貫校に進学させたいので藤島地域以外の小学校への通学希望があったりすることも考えられますが、市教育委員会では、保護者の学校選択幅を広げさせ通学区域の弾力化を認めていくのでしょうか。それとも、これまで同様、通学区域を定め、区域外通学は特例として認めていくのでしょうか。

A25 基本的に通学区域は児童生徒の住所に基づき指定します。

児童生徒が就学する小中学校は、住所による通学区域指定に基づいており、義務教育学校の設置の有無に関わらずこの区域を変更することは、現時点では考えておりません。また、通学区域外就学についても、同様に現在の許可基準（転居、家庭事情、地理的認可等）を変更することは、考えておりません。

Q26 小学校統合問題はどのように思いますか？ その課題はどこにあるのでしょうか。

A26 3つの小学校が統合し小中一貫校（義務教育学校）を開設する場合、通学対策や学校跡地の活用等が課題と考えられます。統合せず小中一貫校（併設型小学校・中学校）を開設する場合、藤島中学校以外の学校施設の老朽化、複式学級発生等が課題となるほか、義務教育学校よりも小中一貫教育の効果は得られにくいと考えられます。

鶴岡型小中一貫教育は小学校統合を前提とするものではありませんが、3つの小学校と1つの中学校が統合し、新しい小中一貫校（義務教育学校）を開設する場合、藤島小学校区以外の学区の児童の通学対策や小学校の跡地活用が課題となります。また、統合せず小中一貫校（併設型小学校・中学校）を開設する場合で3つの小学校が統合しない場合は、校舎改築は藤島中学校のみとなり、残された小学校の老朽化が課題となります。また、少子化による複式学級の発生や教職員配置数の減少が見込まれ、小中一貫教育の効果は義務教育学校よりも得られにくいと想定されます。

Q27 小中一貫・義務教育学校と地域の関わり（クラブ活動等）はどのように思いますか？

A27 後期課程（中学校）部活動は生徒が自分で決めます。前期課程（小学校）のクラブは今までと同様です。

後期課程（中学校）部活動について、休日の活動は地域移行され、活動したい生徒が自分で活動する場を決めるようになります。例えばFJS（ふじしまジュニアスポーツクラブ）で活動することも、また、藤島地域以外にあるクラブに通うことも可能です。前期課程（小学校）のクラブについては、今と同じように地域の方から教えていただく内容も取り入れていくことができます。

Q28 小中一貫校から致道館中学校へ進学した場合の受験勉強や通学などの子どもの負担や、小中一貫校と中高一貫校の教育目標、部活動等に関する兼ね合いなどはどうなりますか？

A28 特別の負担等はありません。

基本的には小中一貫校でない小学校から進学されるお子さんと同じであり、小中一貫校から進学したからという特別の負担等はありません。

Q29 小中一貫校では、地域行事に関わることができると思いますが、致道館中学校に進学した場合、小中一貫校の時のように関わることができのでしょうか？

A29 自主的な活動として関わることは可能です。

致道館中学校は県立中学校になりますので、学校の教育課程の中で地域行事に関わることは、あまりないのではないかと想定されます。その場合、学校以外の活動として自主的な活動などで関わるのであれば可能であると考えます。

Q30 先に藤島小学校と統合した八栄島地区や長沼地区の地域行事と学校行事の現在の関わり方について教えてください。

A30 藤島小学校の教育課程で決定されますが、引き継いで行われているものもあります。

長沼小学校で特色ある活動であった「けん玉」は、統合後、藤島小学校に引き継ぎ、現在も取り組まれています。また、運動会は、現在も藤島・長沼・八栄島それぞれで地区運動会を行っています。獅子踊りについては、従来より藤島小学校としての取り組みではなく、各地域の保存会活動として児童たちが関わっています。

Q31 地区住民への情報提供や周知はどのように考えていますか？ また、意見交換の場はどのようにすればよいですか？

A31 藤島地域教育振興会議への傍聴や、広報ふじしま特集記事等での情報提供や周知を図っています。意見交換や意見集約は、今年5月～7月頃と10～12月頃を予定しています。

藤島地域教育振興会議は公開しており、誰でも傍聴することができます。また、会議録と会議資料は市ホームページに掲載しています。さらに、会議概要は『広報藤島地域お知らせ版』の特集記事として、藤島地域全世帯に配布しています。今後も同様に情報提供と周知を図っていきます。意見交換、意見集約については、今年度第4回の会議でお示する「藤島地域教育振興会議中間報告書(案)」を基に、今年の5月から7月の間にかけ、地域住民や保護者等の方々に対して説明会やアンケートを実施し、地域の声を広くお聞きする予定です。また、10月に「藤島地域教育振興会議最終報告書(案)」をとりまとめる予定ですが、その後も、同様に説明会やアンケート等を実施し、意見交換や意見集約を図りたいと考えています。

Q32 現在の藤島地域における小学校の複式学級の実体数を教えてください。また、現状のまま5年後には、どのくらいの数になるのか教えてください。

A32 令和4年度現在、複式学級は渡前小学校で1件発生しています。5年後の令和9年度には2~3件発生する見込みです。

令和4年度は、渡前小学校の2年・3年生で1件発生しています。令和6年度には渡前小学校の2・3年生と4・5年生で2件発生し、令和9年度まで継続し2件発生します。なお東栄小学校では、令和7年度の2・3年生が17名の見込みで、1名が転校したり特別支援学級に在籍したりする場合、複式学級が1件、発生します。その状態が続けば、令和9年度に4・5年生で1件発生することになります。

	R4(現在)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
渡前小	2・3年生	3・4年生	4・5年生	5・6年生	5・6年生	5・6年生	5・6年生	5・6年生
			2・3年生	3・4年生	3・4年生	3・4年生		2・3年生
東栄小				(2・3年生)	(3・4年生)	(4・5年生)	(5・6年生)	
							2・3年生	3・4年生

※括弧は両学年で現在よりも1名減の場合、複式学級となる

Q33 仮に、併設型小学校・中学校を選択した場合、藤島中学校の改築と同時に藤島小学校の改築もできますか？

A33 3つの小学校を残した場合、それぞれ大規模改修によって長寿命化が図れるかの判断をしていきます。仮に、3つの小学校が統合し1つの新小学校となる場合、改築か大規模改修の判断になります。

併設型小学校・中学校は、既存の小学校と中学校の枠組みを残し、小中一貫教育を実践していきます。藤島地域の3つの小学校をそのまま残し、併設型小学校・中学校を設置する場合は中学校のみの改築となり、A17のとおり、藤島地域の他の小学校の大規模改修等は、他地域の小中学校の老朽化等の状況に応じ、順次行われることとなります。ただし、3つの小学校が統合し1つの小学校になる場合、3つの小学校分の教室や管理諸室（職員室等）について検討し、必要な部分について藤島小学校を改修する可能性があります。老朽化の状況、学校敷地の状況などから改築が必要となった場合は、かなりの年数が必要となり完成は中学校よりも遅れることとなります。

Q34 酒田市では、教員の多忙感や負担感につながらないように、無理せずできることから小中一貫教育をスタートしているとのことだったが、鶴岡型小中一貫教育は酒田市の小中一貫教育とどのような違いがありますか？

A34 小中一貫教育の手段は同じですが、ねらいなど特徴に違いがあります。

「教育目標の実現のための義務教育9年間を見通した手段」という大きなところでは違いはありません

せん。特徴としては、酒田市では、学力に課題があるということから「学力向上」に重きを置いた一貫教育を行っています。鶴岡型小中一貫教育は、「学力向上」「社会性の育成」「体力の向上」「郷土愛の醸成」をねらいとしていること、また、コミュニティ・スクールとの関連を図り地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進めることが違いといえます。また、鶴岡型小中一貫教育では、11の中学校ブロックにおいて現在の連携の仕方にも違いがありますので、それぞれのブロックごとに現状と課題をふまえ、少しずつその連携が充実していくような形で進めていきます。

Q35 仮に、学校跡地が生じた場合、活用について何か案はありますか？

A35 別に検討組織を立上げ、活用策について議論していきます。

A20のとおり、学校跡地の利活用が図られない場合、教育委員会が所管する施設として管理していきますが、利活用を希望する場合、地域庁舎が事務局となって別の検討組織を設立し、議論していくこととなります。その場合、藤島地域教育振興会議で出た意見等にも十分に配慮していきます。

Q36 地域文化を残すための取り組みについて、各地区の地域活動センターや学校とも連携し保存する必要があると思いますが、どのように考えていますか？

A36 学校と地域との役割を明確にしながら取り組んでいきます。

A13、A30のとおり、各地域独自の文化を継承する活動については、学校の教育課程に取り込むものと、地域の活動として取り組んでいくものと役割を明確にし、コミュニティ・スクールとも連携しながら取り組んでいきます。

Q37 スポーツ少年団の育成費はどうなりますか？

A37 小・中学校の形態や種目数等に関わらず団員数と指導者数で決まります。

鶴岡市スポーツ少年団本部から各スポーツ少年団へ交付されている「活動育成補助金」は、小中一貫校の形態やスポーツ少年団の種目数等に関わらず、予算総額を、登録している市内全体の団員数・団員数・指導者数で案分して算出し、各団体へ交付されます。